

平成23年度 第3回機関保証制度検証委員会 議事要旨（案）

1. 日 時 平成24年2月24日（金）15:00～17:00

2. 場 所 JICA研究所 2階 大会議室

3. 議 事

（1）機関保証制度に係る現状及び将来のリスク分析報告（追加報告）

（2）平成23年度機関保証制度検証委員会報告書の方向性について

（3）次回日程について

4. 出席者

（◎委員）

黒木委員、斉藤委員、宗野委員、三隅委員（委員長）、阿部委員、月岡委員

（●オブザーバー）

井上理事長

（○独立行政法人日本学生支援機構）

石矢奨学事業本部長、吉田債権管理部長、鮫島債権管理部次長、天羽機関保証業務課長

（□公益財団法人 日本国際教育支援協会）

大森機関保証センター長

（■分析業務受託業者）

株式会社日立コンサルティング

5. 議事概要

（1）機関保証制度に係る現状及び将来のリスク分析報告（追加報告）

配付資料に基づき、分析業務受託業者から説明を行った。この中で委員から以下の質問・意見等があった。

◎ 委員：資料38ページの財政収支シミュレーションをみると、平成48年度の保証料収入258億円に対し、金利や回収金を含んだ全体の収入が428億円になっている。金利と回収金が全体の収入の4割をカバーするというのは、少し過大ではないか。昨年までの5年で20%の回収率を1～5年目で17%、6～10年目で9.5%、10年目以降は7.5%の回収率

として全体で34%の回収率とするのは、少し高いのではないか。

現在の実績では、平成23年度分は回収施策が行われているので、サービスの回収率が平成20年度、21年度、22年度分より悪い。回収促進策である程度回収している状況の中で、34%の回収率を見込むというのは、やや高すぎる。ここを調整できないだろうか。

- 分析業務受託業者：事前に協会と協議を行い、適用している数字ではあるが、人的保証の実績を基に推計しているという状態である。我々としても、この数字がそのまま活きるかどうかについて、注視が必要であろうとは考えている。求償権については、20年間で回収する前提と認識しているが、10年目以降この数字が活きるかどうかは5年、10年経たないと分からないことかもしれない。ただ、ある一定の回収率を保つ必要があるということも考えあわせなければならない。

もう一つは、債権の特徴として、現段階では資力のない状態で代位弁済されているが、1年後・2年後に資力が回復してくることは十分に考えられる特性を持っている債権であるので、10年後・20年後に回収できないとはあながち否定できない性質もあるかと思う。

我々も、ベンチマークとなり得るものを探したがなかなかなく、協会で綿密に分析しながら実績を積み上げていくということが絶対に重要なことだろうと考える。それとともに、一番大きなベンチマークは、機構の人的保証等を含めた回収率であるので、債権の属性の比較をしながら、どのくらい回収ができるのかといったことを分析する必要があると考える。

(2) 平成23年度機関保証制度検証委員会報告書の方向性について

平成23年度機関保証制度検証委員会報告書の方向性について事務局から素案の説明があり、委員から以下の意見等があった。

- ◎ 委員：日本国際教育支援協会の求償権回収については、事務局案では、「求償権の回収に関しては、サービス活用の効果を検証するとともに、費用対効果を考慮しつつ更に効率的な活用方法を検討し、計画的に実施することが望まれる。」とのことであるが、サービスの活用というところで、将来的には更に効率的な活用方法を検討することは当然であるが、今年度の8月から、初めて2年間サービスによる回収を実施し、平成24年度はそれがまだ継続している状況である。よって、今年度の報告書では、「引き続き検証する」ということでどうか。

また、「財政収支について」事務局案では、「財政収支の健全性については、日本学生支援

機構の回収状況、日本国際教育支援協会の求償権回収の状況に大きく影響されるものであり、注視する必要がある。」とのことであるが、機構と協会の回収状況が同じような立場で併記するのではなく、協会の回収には多少の配慮をしてもよいのではないかと。

- ◎ 委員：財政収支の健全性が機構の回収状況に大きく依存するのは、代位弁済額がいくらになるかということなので、そこはその通りだと思ふ。この機関保証制度検証委員会を設置した背景としては、機構の回収状況が非常に悪く、きちんと監視していないと全部協会に押し付けるのではないかという懸念をかつて持たれてしまった。そういうことが背景にあると思ふので、回収としては確実にやっていかなければならないと思ふ。

機関保証制度の財政は、基本的には保証料収入と運用収入と求償権の回収の三本柱で構成するのは基本的な原則だと思ふ。そのうち、保証料収入とは、事業規模、あるいは、奨学生の選択によって、ある意味自動的に決まってくる。おそらく運用収入も努力の余地があるにしても、外部環境に相当影響されるものがあると思ふ。そうすると、機構の回収努力と同じで、協会の求償権の回収努力も必要ではないか、そもそも、財政収支の健全性を考えていく上では、お互い努力できるという意味で機構の回収と協会の求償権の回収、両輪相まってということだと思ふ。

もう一つは、返還者に対する公平性等の観点から言つて、機構も厳しく回収するけれども、協会も厳しく回収を行つて、返還者のモラルハザードが起きないようにする必要があるのではないかと思ふ。厳しくすることは、機関保証としてはある意味やむを得ないのではないかと。そうしないと逃げ得を許してしまう。逃げ得をするということは、他の善良なる返還者の負担によって、その人の債務を弁済したことになるので、やることはきちりとしてやっていかななくてはならないと思ふ。

- ◎ 委員：両者の回収状況については、報告のなかで、どちらが主で、どちらが従とか、そのような考慮はされていないのか。

■ 分析業務受託業者：考慮をしていない。当然、それぞれがそれぞれの領分で回収することが前提である。

- ◎ 委員：事務局案では、「財政収支の健全性が維持される可能性が高いことを踏まえ、新たに取り組むべき課題として、制度設立の趣旨に沿った運営が行われているか質的な検証を行う」とのことであるが、これは来年度からは質的な検証を行うということか。

- 機構：今後、機構も協会も量の拡大ということを受けていかなければならない。機関保証債権の規模が右肩上がり伸びていっている現状において、円滑に業務を行うため事務処理の効率化、事務の簡素化等、この制度の運営を行っていく上での検証も加えていく

いという趣旨である。

- ◎ 委員：その点を加えると、来年度の検証はハードルが高いが、必要なことではあるので非常に大事である。
- ◎ 委員：来年度もこの量的な検証は行うのか。
- 機構：行う。
- ◎ 委員：「質的な」という表現は、わかりにくい。
- 機構：「新たに取り組むべき課題とその対応の方向性」については、整理させていただきたい。
- オブザーバー：「より適切な分析のための代替手法についても検討する必要がある」とあるが、分析の手法が毎年変わるということなのか。
- 分析業務受託業者：我々の見解としては、ハザード関数と二項ロジットは、金融機関等で使用されている手法の中で、機構における債権の特性をみると、これがベストな手法であると認識している。
- ◎ 委員：適状代弁率の推計手法について、事務局案では、「今回「ハザード関数法」が提案され分析を行ったが、データの蓄積により更に精緻化を図る必要がある。また、更に推計の精度を高めるため、より適切な分析のための代替手法についても検討する必要がある。」とのことであるが、報告書に「代替手法による検討」を入れると、今回のものが十分ではなかったということになりはしないか。
- ◎ 委員：私も代替手法とは何があるか考えたが、恐らくないのではないかと。ただ、昨年度の累積法から今回のハザード関数を用いた推計に変更するような大きな変更ではなく、変数の使い方を少し変更するなどのマイナーチェンジならばあり得るのではないかと。ハザード関数に代わって、何か他の手法があるかといえば、世の中にはあるだろうが、一般的に使われているものの中ではすぐには思いつかない。ただ、今後、更に推計の精度を高めることは必要と思われる。私もハザード関数を使えばいいと思っていたところがあり、今回、ハザード関数を用いたことは非常によいと思うので、今回の報告書については、現状、手法としては妥当であることが否定されないようにしていただきたい。
- ◎ 委員：ハザード関数は前年度も前々年度も使えたものなのか。データの蓄積状況から言って、今年になって初めて使える状態になったのか。
- ◎ 委員：恐らくハザード関数自身は使おうと思えば使えたと思う。しかし、サンプルが少なく、精度は落ちると思う。
- ◎ 委員：この推計の手法を変えたタイミングとしては、今年はよかったということか。

◎ 委員：その通りである。ただ、毎年、手法が変わるのは、昨年との連続性がなくなり、説明し難いこともあるので、当分はハザード関数を使うことが妥当ではないか。

(了)